

## とち技（ぎ）プロフェッショナル・ワークショップ 2026 開催業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とち技（ぎ）プロフェッショナル・ワークショップ 2026 開催業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

とち技（ぎ）プロフェッショナル・ワークショップ 2026 開催業務

### 2 契約期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までとする。

### 3 「とち技（ぎ）プロフェッショナル・ワークショップ 2026」の概要

#### (1) 目的

本県産業における持続的な発展のためには、とちぎで優れた技術等が学べることを全国に発信するとともに、県内外の若者等にとちぎで優れた技術・技能を身に付けてもらうことで、優れた人材を継続的に輩出し続けることが重要である。

学びたい意欲のある若者等に対し、幅広い分野における優れた技術と特色ある学びの場を提供することを目的に、業界の第一線で活躍するプロフェッショナルから、より優れた、実践的な技術・技能に関する指導を受けるための体験型公開講座を開催する。

#### (2) 日程

- ・令和 8 年 7 月から令和 9 年 2 月までの期間とする。
- ・テーマごとに各 1 日程度とし、計 3 回以上開催する。

#### (3) 会場

開催内容に応じて実技指導や実習が可能な県内施設とする。

#### (4) 対象

高校生、専門学校生等である 10 代後半～20 代の若者等

#### (5) 内容

- ・講師による実技、デモンストレーション及び講師の指導による体験型プログラムとする。
- ・テーマは「美容」、「情報・IT」、「デザイン」とする。
- ・参加料は無料とする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 企画関連業務

- ア 本委託業務で開催する体験型公開講座（以下「ワークショップ」という。）の総合的な企画、制作、運営
- イ 実施計画、実施工程表、運営計画の立案（ワークショップ、広報等）
- ウ 運営マニュアル、進行表、台本等の作成
- エ 会場のレイアウトプラン

- オ 危機管理対策計画の立案（イベント開催中止の場合の周知方法等の立案を含む。）
- カ 甲が求める設問を含めた参加者アンケートの実施、集計
- キ 記録（写真・映像及び音声）、報告書の作成（写真入り）
- ク 参加者等を被保険者とするイベント賠償責任保険への加入等、賠償責任発生時の対応立案

## (2) 会場設営関連業務

- ア ワークショップ開催会場の借用及び施設管理者との調整  
講師が行うデモンストレーションや参加者の実習が可能な施設を確保し、施設管理者とワークショップ開催に必要な手続き・調整を行うこと。なお、参加者の来場手段にも配慮すること。
- イ 看板及び案内表示板等の作成
- ウ イス、テーブル、ステージ、モニター、照明などの使用備品等のレンタル、購入
- エ 工具や器具などワークショップに必要となる機材及び消耗品等のレンタル、購入
- オ 原材料などのワークショップに必要となる資材及び材料等のレンタル、購入
- カ 当日配付プログラム・資料の作成  
（参加者想定数+20部×開催回数分を作成することとし、作成には出演者との調整等を含む。）
- キ 運営スタッフ等の名札及び駐車許可証等の作成
- ク 会場内の音響設備、映像設備に関する設営
- ケ 紹介・展示ブースの設置
  - (ア) ワークショップ会場内又は会場外に、事業等の紹介パネル・資料・物品の展示及び配布を行う紹介・展示ブースを設置する。
  - (イ) 紹介・展示ブースにおける展示物は、パネル又は有孔ボード、モニター及び映像再生機器等を想定し、甲と協議して乙が用意する。
- コ 上記に係る会場内外の設営、準備、撤去及び原状復帰

## (3) 運営関連業務

- ア 連絡調整のための打合せの開催及び資料作成
- イ 甲との運営調整等
- ウ 講師との調整等（講師出演依頼、日程調整、ワークショップ実施内容協議、準備物の手配、実習時の留意点の確認、ワークショップ動画掲載の承諾等）
  - (ア) 講師選定に当たっては、優れた技術・技能を有し、本ワークショップの開催目的として適当である人物であるとともに、集客力や情報発信力等が期待できるような著名人等であることに配慮すること。
  - (イ) 講師は、各回1名以上置くこととし、関連分野での複数内容の開催、講師の助手及び集客やワークショップの効果を高めるのに有効な共演者（タレント、動画配信者、芸人・コメディアン等）の参加も可能とする。ワークショップの実施内容に応じて、より効果的で実現可能な方法を提案すること。
- エ 官公庁等への諸届出、許認可等の取得

- オ 参加申込受付、参加者決定、決定・落選通知の作成及び送付、受付簿作成
  - (ア) ワークショップの参加募集人数は、各回 50 名程度とし、実施内容に応じて甲と協議の上、変更可能とする。
  - (イ) 下記専用 Web フォーム等にて参加者の申込受付を行い、参加者を決定するとともに、申込者へ決定通知及び落選通知を送付する。
- カ ワークショップの運営（前日準備を含む。）
- キ 運営ディレクターの派遣、配置
- ク 運営スタッフの派遣、配置、管理（司会、音響オペレーター、映像オペレーター、カメラマンを含む。）
- ケ 受付（参加者数の集計含む）、誘導等
- コ イベント開催中止の場合（荒天時等）の対応
- サ 参加者向け記念グッズ（イベントロゴ等の入った缶バッジ、ステッカー、ペン、クリアファイル等のうちいずれか1つ以上）の作成・配布

#### (4) 広報関連業務

- ア 広報用チラシの作成
  - (ア) デザインを含め、各回につき 50,000 枚以上を作成すること。
  - (イ) A4 版フルカラー刷りとし、詳細については甲と協議すること。
  - (ウ) 電子データを甲に納品すること。
- イ 広報用チラシの郵送
  - (ア) 県内高校及び専門学校等に、作成したチラシを郵送すること。
  - (イ) 郵送先や部数等の詳細については、甲と協議すること。
- ウ 県 SNS 広報用の画像作成
  - (ア) 県が栃木県公式 X などの SNS に広報記事を投稿する際に添付する画像を作成すること。
  - (イ) 画像はカラーで作成することとし、画像のサイズなどは甲と協議すること。
- エ ワークショップ動画の制作及び配信
  - (ア) 本ワークショップの周知のため、実施したワークショップを撮影し、一般公開用の YouTube 動画及びサムネイルを制作すること。
  - (イ) 動画の掲載場所は、YouTube チャンネル「とちぎジョブカレ」(<https://www.youtube.com/channel/UChf0vqst-rXhbtnU4Uit72w>) とする。
  - (ウ) 制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
  - (エ) 撮影や編集等に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等や動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整は、乙が行うものとする。
  - (オ) 動画には字幕やテロップ等を付けるなど、見やすいものとなるよう工夫すること。
- オ 専用サイトページの作成
  - (ア) 県が運営するとちぎ職業人材カレッジ Web サイト（とちぎジョブカレ！）内に、ワークショップに関する参加者募集、参加申込フォーム、開催結果（ワークショッ

ブ動画含む)等のコンテンツを含めたページをデザイン、作成すること。

- (イ) サイト上の動画や画像については、転載防止の措置をとること。
- (ウ) ページ作成に必要となるとちぎ職業人材カレッジ Web サイト (とちぎジョブカレ!) 管理運営業者との調整及び経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

#### (5) 専門学校等との調整

- ア 講師の選定やワークショップ実施内容については、県内専門学校や職業能力開発施設などの人材育成機関の状況を踏まえ提案を行うこと。
- イ 必要に応じて県内専門学校等の教室等を開催会場として活用すること。

#### (6) その他

契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 実施計画及び実施工程表
- (イ) 統括責任者通知書
- (ウ) その他甲が必要と認める書類

### 5 成果物の取扱いに関する事項

#### (1) 成果物

- ア 実績報告書 2部 (正本1部、副本1部)  
※DVD、音声データ、写真データ等を含む。
- イ その他、甲が指示するもの一式

#### (2) 提出場所

栃木県産業労働観光部労働政策課

#### (3) 提出期限

令和9(2027)年3月26日(金)

### 6 権利の帰属

本業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

### 7 契約代金の支払い

契約代金の支払いは、業務完了後の精算払いとする。

### 8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認め指示する簡易な事項については、乙は契約金額の範囲内で実施するものとする。なお、参加募集人数を変更するなど、設計仕様の一部を変更する必要がある場合には、甲と乙とが協議して定めるものとする。
- (2) 取得価格又は評価額が10万円以上の物品を備品とし、これを購入する場合は、乙は事前

に甲と協議し、承認を得ること。なお、購入した備品の所有権は、業務完了後、甲に帰属することとする。

- (3) 乙は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用してはならない。委託業務終了後もまた同様とする。
- (4) 乙は、委託業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 乙は、委託業務実施における情報セキュリティ対策については、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。
- (6) 本事業は、国の「地域未来交付金」を活用した事業であり、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。  
また、会計検査院による実地検査が行われる際には、甲の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

## 情報セキュリティ特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

### (業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

### (作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。  
2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。  
3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### (情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。  
2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

### (技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

### (教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

### (秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
  - (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
  - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
  - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
  - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

- 第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。
- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
  - 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
    - (1) 法令に基づき提供が求められた場合
    - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
  - 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

- 第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
  - 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。